

# 年次有給休暇と生理休暇

わたしたち教職員が、どんな時も笑顔で生き生きと子どもたちの前に立てるように健康でいることは、とても大切なことです。そのために交渉し、様々な権利を前進させてきました。



## 年次有給休暇

すべての教職員に保障され、取得理由は問われません。行使されなかった年休は、20日を上限に繰り越しできます。

取得単位 1日、1時間または15分

## 生理休暇

1回につき3日間は有給で保障されます。(週休日があった場合は日数に含まれます。3日の範囲



で時間単位でもとることもできます。

・「休暇願」を出します。「生理休暇」と書きづらい場合は、休暇の種類は「特別休暇」とし、事由は「規則第24条第1項第9号による休暇」と書きます。

ちょっと、ひととき coffee break②

## 職場のパワハラ、大丈夫？

そもそも「パワハラ」って？

- ① 優越的な関係を背景に
- ② 業務上合理的な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害する行為

ア) 暴行などの身体的な攻撃、イ) ひどい暴言などの精神的な攻撃、ウ) 仲間はずしなどの人間関係からの切り離し、エ) 遂行不可能なことの強制などの過大な要求、オ) 程度の低い仕事を命じたり仕事を与えない過小な要求、カ) 私的なことに過度に立ち入る個の侵害など。

「パワハラ」防止法が成立し、企業にはパワハラ防止義務が明記されることになりました。(施行 2020年4月1日から)

